

○経済産業省告示第百六十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、各項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年七月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第一条第一項又は第二条第一項第一号の中小企業診断士の登録の申請を行わなければならない期間及び同規則第八条第一項（同規則第十六条の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。）の中小企業診断士の登録の有効期間が、令和二年八月一日から同年十月三十一日までの間に終了する者については、当該期間を六月間延長する。

二 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第一条第一項又は第二条第一項第一号の中小企業診断士の登録の申請を行わなければならない期間及び同規則第八条第一項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の中小企業診断士の登録の有効期間が、令和二年経済産業省告示第五十一号により六月間延長された者については、延長後の当該期間を六月間延長する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。